

令和4年2月1日
大阪市こども青少年局

保護者のみなさまへ

保育料の納期限の変更について

保護者の皆様には、日頃から保育所運営にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年2月保育実施分以降の保育料の納期限（口座振替日）を、次のとおり変更することとしましたのでお知らせします。

1 保育料の納期限（口座振替日）の変更内容

（変更前） 保育実施月の3か月後の月の5日※

（変更後） 保育実施月の翌々月の26日※

※ 金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日

2 変更時期

令和4年2月保育実施分の保育料から変更します

	保育実施月	納期限（口座振替日）
改正前	令和3年11月分	令和4年2月7日(月)
	令和3年12月分	令和4年3月7日(月)
	令和4年1月分	令和4年4月5日(火)
改正後	令和4年2月分	令和4年4月26日(火)
	令和4年3月分	令和4年5月26日(木)
	令和4年4月分	令和4年6月27日(月)

以後、保育実施月の翌々月26日を基準に設定します。

3 変更理由

令和3年4月分より、家庭保育協力依頼等により登園しない日がある場合に、保育料を日割軽減後の額で請求できるように、保育料の納期限を、保育実施月の3か月後の月の5日としてきました。

令和3年度の収入となる令和4年3月保育実施分の保育料について、法令上5月31日までに収入する必要があることから、今般、上記のとおり、変更することとしました。